

平成 28 年 3 月 28 日

## 女性活躍推進法行動計画

総務人事部

### 1. 目的

平成 27 年 8 月制定の「女性活躍推進法」により、常時雇用する労働者の数が 301 人以上の企業は、平成 28 年 4 月 1 日までに一般事業主行動計画策定届を都道府県労働局へ提出することが義務づけられました。当社でも、女性従業員が更に活躍できるような取組を実施して行きます。

### 2. 行動計画内容

- ① 採用に関する事項
- ② 配置・育成・教育訓練に関する事項
- ③ 評価・登用に関する事項
- ④ 多様なキャリアコースに関する事項  
具体的な内容は別紙をご参照下さい。

### 3. 行動計画策定届提出日

平成 28 年 3 月 29 日

以上



## 日生流通運輸倉庫株式会社 行動計画

女性労働者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：乗務職の女性を現員の 15 人から倍増の 30 人とする。

<取組内容>

- 平成 28 年 4 月～ 乗務職の女性の応募を増やす為、求人内容を見直し、改定する。  
非正社員募集から正社員募集へ切り替える。  
埼玉県が進めるウーマノミクス政策の一環としての「私らしく働くための女性ネットワーク交流会」等に積極的に参加し、女性雇用推進をアピールして行く。
- 平成 29 年 4 月～ 身体的負担の大きな業務や衛生面で不安のある職場環境の改善を図る。  
女子トイレや更衣室等の整備・改修を図る。
- 平成 30 年 4 月以降も、埼玉県の政策に沿った取組を継続。

目標 2：女性正規社員の割合を 4%から 7%に増やす。

<取組内容>

- 平成 28 年 4 月～ 男女の役割分担意識に基づく慣行の見直しなど、職場風土の改善。  
非正社員を対象とした正社員への雇用転換の促進。
- 平成 29 年 4 月以降も、同様の取組を継続。

目標 3：女性の運行管理者を 5 名育成する。

<取組内容>

- 平成 28 年 4 月～ 運行管理者試験合格の為の研修、資格保持者のスキルアップの為の OJT の実施。
- 平成 29 年 4 月～ 女性のキャリア意識の醸成、管理職養成を目的とした研修の実施。
- 平成 30 年 4 月以降も、同様の取組を継続。

以上